

コーポレートガバナンス



基本的な考え方

保土谷化学グループは、スペシャリティ製品を軸とした、オリジナリティにあふれるポートフォリオと環境に優しいモノづくりで、持続可能な社会の実現に貢献する企業を目指し、経営の効率性を高めつつ、株主・お客様・お取引様・地域社会・従業員等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献し、経営の健全性・適法性を確保し、かつ効率性を高めることを、経営の最重要課題の一つと位置付け、コーポレートガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

コーポレートガバナンス強化の取り組み

2003年 6月	執行役員制度の導入	2015年 6月	監査等委員会設置会社に移行
2004年 3月	役員退職慰労金制度廃止	2016年 7月	株式報酬制度の導入
2006年 5月	内部統制基本方針制定	2018年 1月	新たな経営体制に移行
2006年 11月	内部統制室(現内部統制部)の新設	2019年 6月	指名・報酬委員会設置
2013年 6月	社外取締役の登用開始	2021年 3月	改正会社法対応
		2021年 5月	取締役会スキルマトリクス公表

コーポレートガバナンス体制

保土谷化学は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の参画を得て取締役会の監督機能を強化しております。

取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、取締役に委任しております。

その一方で、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督しております。

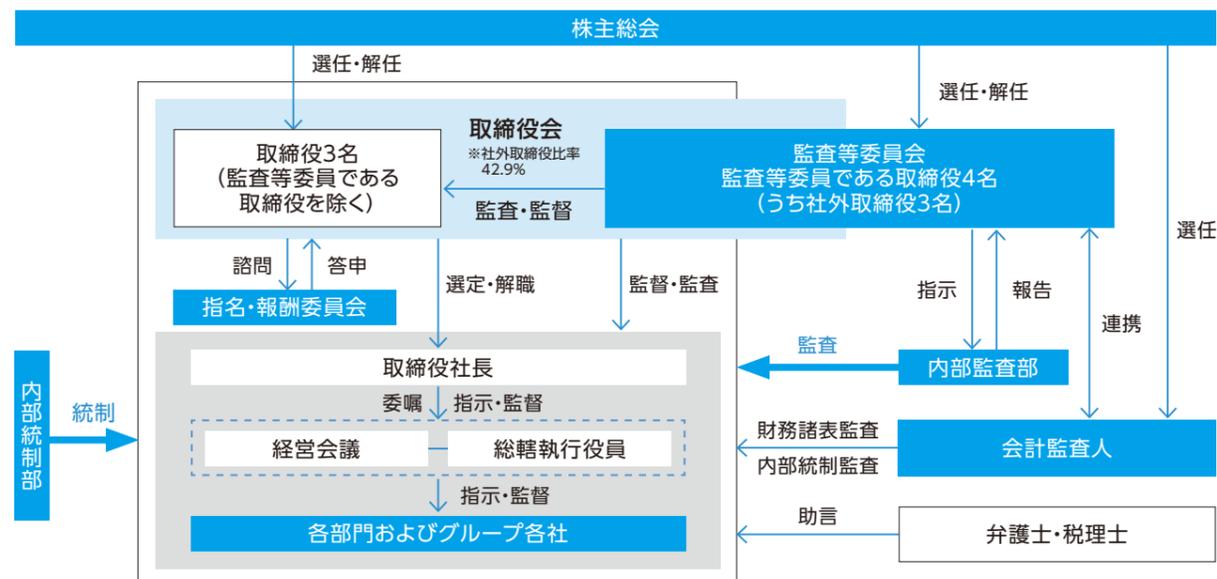
取締役会は以下の7名で構成されております。

- 取締役社長 代表取締役 松本 祐人
- 取締役 笠原 郁、砂田 栄一
- 取締役 監査等委員 蛭子井 敏
- 社外取締役 監査等委員 加藤 周二、山本 伸浩、坂井 眞樹

取締役会は、毎年度取締役会評価を実施しております。監査等委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役会がその役割に基づいた適切な付議議題について十分に議論を行っているか、取締役会における議論を充実させるための支援体制を十分に整備しているか等の点を中心に分析しております。

コーポレートガバナンス報告書は https://www.hodogaya.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/corporate_governance_20210625.pdf から。 

コーポレートガバナンス体制図



取締役会

取締役会は、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定ができるよう、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役との合計7名の取締役に、構成しております。

社外取締役の比率は、42.9%となっております。

取締役会の実効性評価

保土谷化学は、「監査等委員会設置会社」の制度趣旨を踏まえ、取締役会の機能向上のため、取締役会運営について、



社外取締役(監査等委員) 坂井 眞樹 | 取締役(監査等委員) 蛭子井 敏 | 取締役 兼 専務執行役員 砂田 栄一 | 取締役社長 兼 社長執行役員 松本 祐人 | 取締役 兼 専務執行役員 笠原 郁 | 社外取締役(監査等委員) 加藤 周二 | 社外取締役(監査等委員) 山本 伸浩

株主総会

保土谷化学は、株主・投資家に対して、法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの経営戦略等の情報を積極的に提供し、企業活動に対する理解促進に努めております。

また、株主が株主総会に参加しやすいよう、集中日を回避した開催や招集通知の早期発送・英文化、電子投票制度等、運営を工夫しております。

株主との双方向の建設的な対話を促進し、保土谷化学の持続的な成長と企業価値の向上に資する、実効的なコーポレートガバナンスの実現を図っております。

指名・報酬委員会(任意の委員会)

指名・報酬委員会は、取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等について審議し、取締役会へ報告を行い、取締役会は、報告内容を尊重することとしております。

指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、独立社外取締役が委員長を務めております。なお、指名・報酬委員会の保土谷化学特有の機能として、幅広く中核人材についての教育・育成・評価に関する議論も行っております。

①適切な開催頻度 ②審議時間の確保 ③業務執行状況の定期報告 ④分かりやすい資料の作成 ⑤独立社外取締役に對する丁寧な事前説明の実施等、工夫をしております。

さらに、いっそうの機能向上に向け、コーポレートガバナンスや取締役会のあり方に関する新しい動向に注意を払い、取締役会で認識共有しております。

その結果、取締役会のモニタリング機能の強化、経営判断・業務執行の迅速化が図られております。

監査等委員会

監査等委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、重要会議への出席や保土谷化学グループの取締役、執行役員および従業員に対して適時適切な報告を求めることにより、取締役等役員の職務執行の適法性、会社業務の適正性、内部統制、財務状況等についての監査を実施しております。

また会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。

執行役員

執行役員制度は、①経営の効率化②その効果としての意思決定の迅速化③機能の特化④監督・監視機能の強化⑤経営の強化を狙いとして導入したものです。

取締役社長は、その狙いに合致した執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせております。

会計監査人

太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、正確・公正な実務処理に関する助言も得ております。

詳細はウェブサイトをご覧ください。 <https://www.hodogaya.co.jp/company/governance/> 

取締役の選任について

取締役の選任基準については、社内取締役には、経営者に相応しい人格、豊かな経験と素養を有すること等を定め、社外取締役には、豊かな経験を培い、経験と知見を有すること等を定めております。

当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とするを取締役会で審議し、決定する一方、これらの資質を欠く場合や著しい業績不振を招いた場合には、解任の事由に相当することがあるものとします。

取締役候補者の選任理由については、当社ウェブサイトに掲載している株主総会参考書類において、経歴等を公表しております。

このように取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとしており、第163期定時株主総会における取締役候補者の専門知識や経験等のバックグラウンドは、以下のとおりです。

■取締役会スキルマトリクス

氏名	企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・経理	事業戦略	研究開発・技術・生産	国際性
松本 祐人	○			○	○	○
笠原 郁	○			○	○	
砂田 栄一	○	○	○			
蛭子井 敏	○			○	○	○
加藤 周二 (社外)	○			○		○
山本 伸浩 (社外)		○	○	○		
坂井 眞樹 (社外)				○	○	○

※各人に特に期待する分野を記載しております。各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

■取締役選任理由

氏名	選任理由
松本 祐人	1983年4月の入社以降、研究開発部門の業務を経て、海外を含めた営業部門の業務に携わり、2016年11月当社代表取締役社長に就任いたしました。以降も、豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。
笠原 郁	1981年4月の入社以降、研究開発・生産部門の業務に携わり、現在は、当社グループの研究開発・生産部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。
砂田 栄一	2002年6月の入社以降、当社グループの法務・内部統制・内部監査・IT部門の業務に携わり、現在は、経営企画、法務、内部監査の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断いたしました。
蛭子井 敏	1973年4月の入社以降、企画・営業部門の業務に幅広く携わり、現在は、当社の監査等委員である取締役として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

氏名	選任理由
加藤 周二	これまで官庁等での幅広い業務経験を培われ、また、経営者としての幅広い知識・経験も有しており、2015年6月に当社の監査等委員である取締役に就任されました。その後も職務を適切に遂行していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。同氏には、通商産業行政における経験や国際業務の経験、企業経営の経験を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
山本 伸浩	2015年6月に当社の監査等委員である取締役に就任後、それまでの長年にわたる幅広い業務と知見を当社の業務に活かしていただいております。今後も職務を適切に遂行していただけることが期待されることから当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。同氏には、リスク管理の経験や財務・会計に関する知見を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
坂井 眞樹	2019年6月に当社の監査等委員である取締役に就任後、それまでの官庁での長年にわたる国内・海外での幅広い知識・経験を当社の業務に活かし、職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。同氏には、農林水産行政の経験や国際業務の経験を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

■社外取締役の独立性判断基準

保土谷化学は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するか否かという観点から、独立社外取締役の候補者として選定しております。

これに基づき、保土谷化学は、社外取締役の3名について、東京証券取引所が定める独立役員として届け出るとともに、補欠の監査等委員である取締役が取締役に就任する場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

なお、社外取締役のうち1名および補欠の監査等委員である取締役のうち1名は、保土谷化学の主な借入先である金融機関出身ではありますが、当該金融機関を退職し、12年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

また、社外取締役3名と当社との間には取引関係はありません。

■取締役会、監査等委員会および指名・報酬委員会への出席状況

	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
監査等委員である取締役 加藤 周二	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)
監査等委員である取締役 山本 伸浩	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)
監査等委員である取締役 坂井 眞樹	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)

取締役の報酬制度

保土谷化学は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置付け、①業績に見合った報酬②企業価値向上への動機付け③株主利益との連動④有能な人材確保・流出の防止等を、取締役の報酬を決定する基本的な要件としております。

上記の考え方を踏まえ、取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で支払います。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定については、代表取締役に一任する取締役会決議によりますが、代表取締役は、指名・報酬委員会の審議を経た内規に基づいて報酬額を決定します。

具体的に当社は、当社の持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、2016年度より、従来からの短期業績連動報酬に加え、中長期的な業績連動報酬制度として、役員株式報酬制度を導入しております。

この結果、役員報酬全体に占める、業績連動報酬の比率は、概ね40%であり、短期業績連動報酬と中長期的な業績連動報酬の割合は、40%の内訳として概ね25%：15%となっております。

監査等委員である取締役については、業務執行を行うものでないことを踏まえて、固定額の基本報酬のみとしております。

■取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬(現金)	業績連動報酬(現金)	非金銭報酬(自社株)	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	141	68	22	50	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	15	15	—	—	1
社外取締役	20	20	—	—	3
合計	177	104	22	50	8



社外取締役 加藤 周二

ガバナンス体制について

当社のガバナンス体制については、2013年の社外取締役就任時よりさまざまな強化が行われ、現在までに社外取締役比率など含め適切に対応しております。また、外部の観点を積極的に取り入れるオープンな企業風土を持っております。私は指名・報酬委員会の委員長も務めておりますが、全社の部門長以上の人事について諮問を受けて、意見を取りまとめております。新・中期経営計画の策定時には、取締役会で節目ごとに説明を受け議論し、社内の勉強会にも参加しました。当社は、非常に真面目である一方、新しい分野や海外進出などにもっと果敢にチャレンジしてもらいたいと感じます。今後はダイバーシティなども含め、よりグローバルな市場で飛躍できるよう、外に開かれた意識を持ってほしいと考えます。

- 1975年 4月 通商産業省(現 経済産業省)入省
- 1995年 6月 国土庁(現 国土交通省)長官官房参事官
- 1997年 12月 社団法人国際経済政策調査会主任エコノミスト
- 2001年 12月 (株)フューチャー・エコロジー代表取締役社長
- 2003年 11月 (株)ビックカメラ取締役
- 2013年 4月 株式会社マコト取締役会長
- 2013年 6月 保土谷化学工業(株)社外取締役
- 2015年 6月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)



社外取締役 山本 伸浩

高いコンプライアンス意識

これまで、農林中央金庫や債権回収会社などで30年ほどリスク管理や内部統制などに携わっており、保土谷化学においても、融資や投資計画の検討などがあつた際には特に積極的に意見を述べてきました。当社の内部統制や内部監査などについては、極めて的確に運営されていると評価しております。PDCAサイクルもきちんと回されており、報告もこまめに上げられております。全社的に法令遵守の意識が非常に高く、コンプライアンス研修でも、社内外の取締役が一緒に参加するなど、積極的な取り組みを行っております。今後も研修体制を充実させて、経営トップが率先して模範を示していくことで、全社的なコンプライアンスへの意識づけが継続されることを期待いたします。

- 1979年 4月 農林中央金庫入庫
- 2009年 6月 系統債権管理回収機構(株)取締役企画管理部長
- 2012年 6月 系統債権管理回収機構(株)常務取締役
- 2015年 6月 保土谷化学工業(株)社外取締役(監査等委員)(現任)



社外取締役 坂井 眞樹

新・中期経営計画に期待すること

私は、農林水産省で農家の経営支援に長年携わり、その後海外で大使を務めました。これらの経験から、個人の能力の総和が企業としての信用や総合力につながると考えております。新・中期経営計画は、当社の成長戦略を示すものですが、全社の一体感を高めて従業員の成長を促すといった側面も大きいと評価しております。特に、今回新たに取り組む「KPIマネジメント」は、ボトムアップで作成され、現実的かつ具体的な数値目標であるため、従業員一人ひとりの経営への参画意識を高めることに寄与すると考えます。それと同時に、教育制度の拡充や待遇の改善など人材への投資を行うことで、保土谷化学の総合的な企業力が底上げされると期待し、今後も取り組み状況を注視してまいります。

- 1981年 4月 農林水産省入省
- 2013年 4月 同省大臣官房統計部長
- 2014年 4月 ミクロネシア国駐節特命全権大使兼 マーシャル国駐節特命全権大使
- 2016年 8月 損害保険ジャパン日本興亜(株)(現 損害保険ジャパン(株))顧問
- 2019年 6月 公益財団法人水産物安定供給推進機構専務理事 兼 事務局長
- 2019年 6月 保土谷化学工業(株)社外取締役(監査等委員)(現任)

コンプライアンス 基本的な考え方

保土谷化学グループは、コンプライアンスについて、「法令遵守」という基本的な意味を十分認識・徹底するとともに、自らに対する社会的要請に従った行動を確保するという意味も踏まえて、企業活動を進めております。コンプライアンスに真剣に取り組み、公平・公正な事業活動を行った結果、当社グループの正当な利益に反する行為または会社の信用、名誉を毀損する行為により解雇された社員はなく、罰金等を支払ってもおりません。また、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

推進体制

保土谷化学グループは、「内部統制基本方針」に則り各種規程類を定め、内部統制部を中心として、コンプライアンスを組織的に、かつ横断的に取り組んでおります。また、コンプライアンスの状況を内部監査部が監査し、提言・改善指導を行っております。

コンプライアンス教育・内部通報制度

保土谷化学グループは、コンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス意識の醸成・向上の観点から、保土谷化学グループの全従業員を対象としたコンプライアンス研修(年4回)、役員研修(年1回)およびe-ラーニングを利用した個別教育を、継続的に実施しております。さらに、グループの役員・管理職員に「ビジネス・コンプライアンス検定試験(初級)」の受験を義務づけ、コンプライアンス知識の習得・向上に取り組んでおります。内部通報制度については、「内部通報規程」に基づき、法令違反、規程類違反、企業倫理違反の早期発見・未然防止を目的として、社外弁護士および内部統制部を窓口にするともに、通報者の保護を明記する等、制度を整えております。

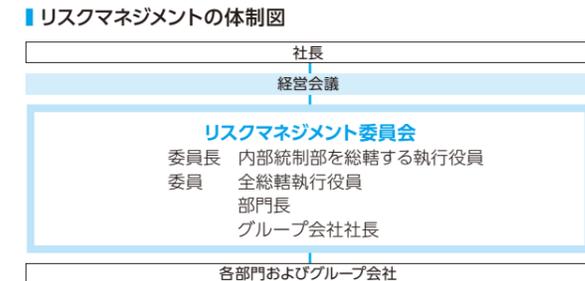
詳細はウェブサイトをご覧ください。 <https://www.hodogaya.co.jp/company/governance/management/#a32>

リスクマネジメント 基本的な考え方

保土谷化学グループに損害を与える違法行為、品質不良、天災、感染症、情報漏洩その他のリスクについて、損害を最小化するために、当社グループとしてのリスク管理体制を整備しております。また、企業価値を維持、増大し、企業の社会的責任を果たし、グループの持続的発展を図るため、役員はもとより、全従業員がリスク認識を向上させ、全員参加によりリスクマネジメントを推進する取り組みを行っております。

リスクマネジメント委員会

保土谷化学グループは、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会を定期的開催し、グループ全体として、リスク認識を図った上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しているとともに、損害を最小化する取り組みを行っております。



詳細はウェブサイトをご覧ください。 <https://www.hodogaya.co.jp/company/governance/management/>